

平成23年度第2回四街道市みどりの基本計画推進委員会会議録（概要）

日時 平成24年2月29日（水）午後3時～5時

場所 こども保育課2階会議室

出席委員の氏名

| | | |
|-----|-------------------|--------|
| 委員 | 総合公園の植生調査の会 | 高井 昭夫 |
| | 特定非営利活動法人四街道メダカの会 | 百瀬 久雄 |
| | 四街道サクラソウの会 | 仲田 隆 |
| | 四街道里山の会 | 鶴田 輝之 |
| | 四街道市シニアクラブ連合会 | 杉山 正夫 |
| | 四街道自然同好会 | 小沢 武 |
| | 四街道フォレスト | 富所 憲司 |
| | 四街道水辺の会 | 任海 正衛 |
| | 産業振興課 | 村田 芳隆 |
| | 道路管理課 | 高木 道広 |
| | 都市整備課 | 橋本 力三 |
| | 都市整備課 | 古山 明夫 |
| | 下水道課 | 牛玖 浩昭 |
| 事務局 | 都市部長 | 櫻井 平 |
| | 都市部参事 | 地引 弘之 |
| | 都市計画課長 | 飯田 好晃 |
| | 都市計画課公園緑地グループリーダー | 鶴沢 昭男 |
| | 都市計画課公園緑地グループ | 白鳥 由紀雄 |
| | 都市計画課公園緑地グループ | 牛玖 英次 |
| | 都市計画課公園緑地グループ | 川口 訓永 |

1 開会

事務局（川口）：委員13名の出席により会議は成立（四街道市みどりの基本計画推進委員会要領第5条第2項）

2 委員長挨拶

3 委員紹介

4 事務局紹介

5 議事録署名人名指名（四街道市みどりの基本計画推進委員会運営要領第5条）

四街道市シニアクラブ連合会 杉山委員（了承）

四街道自然同好会 小沢委員（了承）

6 会議の公開の決定（四街道市みどりの基本計画推進委員会運営要領第3条）

傍聴希望者は1名、会議次第及び資料1ページ及び2ページ配布。

7 発言者名の議事録への明記

8 議題

(1) 未来のまちづくり 36のアクション（（仮称）栗山みどりの保全事業）の経過と今後について

事務局（鶴沢）：未来のまちづくり36のアクションは、今回から（仮称）栗山みどりの保全事業と呼ぶ。昨年10月24日に開催した第1回推進委員会において、事業用地を栗山地先に選定し、一部の地権者に協力してもらえるかを打診している旨の報告をした。その後交渉を重ね前進しているが、現在のところ当該用地の確保には至っていない。今後、4月より都市計画課内にみどりの推進室を設け、緑化の推進に努めるとともに、当事業については更に交渉範囲を隣接する区域の土地所有者へ広げ用地確保の拡大を図り、一步一步進めたいと考えている。一部の地権者とは県を、確保には至っていないが前進しているということについては、年度内に契約をしたいと考えて進めているという状況である。

任海委員長：面積は。

事務局（鶴沢）：県は約2.9ヘクタール。民有地入れると約4ヘクタール。

小沢委員：年度内というのはどういうことか。もしそこと契約ができた場合、我々がどういふ協力をするのか、それはまだ白紙か。

事務局（鶴沢）：3月末までにということ。それは次の議題でやろうと思っているが、まだ具体的にはその場でお願いすると答えようと思っている。

高井委員：今日見たところは、会の仲間などにオープン化していいのか。仲間を連れてあそこに入り込んでいいか。

事務局（飯田）：まだ覚書等も交わしていないので、もうしばらく待ってもらいたい。

任海委員長：県の土地についてはだいぶ目処がついてきたが、民有地の田についてはまだ交渉もしていないという段階なので、慎重な認識をしてもらいたい。

議題2

(2) 協働のお願いについて

事務局（鶴沢）：前回の委員会で、（仮称）栗山みどりの保全事業は、みどりの基本計画行動計画の3つの基本計画、基本方針である、みどりを守る、創る、育むに合致あるいは関連する内容であることから、みどりの基本計画行動計画の一事業として位置づけ、進めることとした。また、事業実施における諸作業の中で皆様の得意とする分野のご協力をお願いした。委員からは旧郷土の森を中心とした過去の事例等からゴミ等の不法投棄、植物の盗掘、火災や事件、倒木、枯枝落下での損害賠償責任の発生、動植物の管理の考え方の相違や難しさ、河川等の水質汚染、蛍の減少など様々な分野の内容で数多くの問題点が挙げられた。そのうえで、さっきご覧いただいた山林、谷津、農

地が一体となった栗山地区において、(仮称)栗山みどりの保全事業を進めるにはどのような作業が必要になるかを一つのケースとして想定してみると、まず動植物の自然環境調査を行い、その状況に基づいて保全区域と人が入り込む活用区域のゾーニング、散策路や諸施設の配置等を考える基本計画をまず策定するということが必要になる。その次に、それに基づいて現場の整備に入る。そうすると、先ほど見たように、竹等があるので、伐竹、伐木や散策路などを造る現場での諸作業を経て現場の整備が進むと、ごみ等の清掃活動や盗掘、防犯パトロール、下草刈りなどの定期的な維持管理が必要になり、事業が成熟するにつれて、貴重な動植物の継続的な保護や環境教育に関することなど様々なニーズが発生することが考えられる。このような中で、事業を支障なく円滑に進めるためには、過去の事例を教訓として専門知識をお持ちの方々の力を借りなければ、協働が成り立たない。それには推進委員会の皆様の協力は欠かせないと考えている。まだ、計画図面作成には至っていない状況ではあるが、どのような点で皆様の力を借りられるか。事業の進捗に合わせて、皆様からの提案をいただければと考えている。ここで協力をお願いする。

小沢委員：調査が終わるまでは公開できないのか。公開しながら調査をしていくのか。調査といっても1年間以上かかる。どういう植物、生物があるか、完璧にやってからという公開は1年後とか2年後になってしまうのではないか。

事務局(鶴沢)：四季があるので、調査するには1年間やるのが一番いいと思う。調査の仕方は短期的又はまんべんなくやる方法とか、いくつかの方法があるのかどうか。年間を通じて又はその季節で終わるような場所なのか実は私にはわからないから、進捗状況、行程でその段階で提示させてもらおうと思っている。

小沢委員：調査の目的によって違う。どうして調査をするのかわからない。

任海委員長：厳密な意味での調査をするというよりも、公園を作るための基礎的な動植物のおおよその状況を調べるということ。

小沢委員：保全の場所と活動地区を分けると言った。それならば同時並行というのは可能だと思うが。

事務局(鶴沢)：わからないまま手を入れてしまい、貴重な動植物がなくなってしまうことが一番怖いのでそれを調べゾーニングするためには、最低限の調査をしたほうがいいのかという意味である。

小沢委員：旧郷土の森が閉鎖になって4年ぐらい経つ。市民からは早くそのようなところが欲しいという要望がすごく強い。さっき、高井委員から公開していいかどうかということがあったが、私は役員にも公開していない。慎重に進めながら、また要望もとても強いということも考えながらみんなで進めてほしいと思う。

任海委員長：時期の問題があると思う。いつまでに調査を終わらせて、基本計画を作っていくのか。年度内に、県の分についてはある程度目処がついたらそのあとから動くこともできるが、いつごろまでに基本計画を作って、市民がいくらかでも入れるような

軸を作ると考えているのか。

事務局（鶴沢）：それは用地が確保できれば、それに合わせて現実的に入れるようなかたちにはしたいとは思っている。ただ、過去の事例や教訓が非常に役に立つし、立たせなくてはいけないと思っっているので、自然の動植物の事前の調査があるかなというところでの、1つのケースとしてお断りして言った。

事務局（櫻井）：この保全地区では、いつ開放して、その前に調査はいつやってというある程度の基本計画的なものを作ってからでないと開放できないと思う。これから基本計画を作っていく中で皆さんに協働いただくということがまず、第一段階。その中で動植物の調査と併せて計画を策定する中で、次は長期的な生物体系の調査をするというものをこれから作っていかなくてはいけない。そのデータとして、どんなことに協力できるというのがあると、また次回から基本計画に向けての話が一步出せる。

杉山委員：その保全地区はどういう形で、公園にするのか。

事務局（鶴沢）：基本的には、中央公園のような都市公園としてではなく、自然の地形を最大限活かしてその自然の中に人間がいらせてもらおうという考え方で、造成とか遊具とか、人造的なものではない。

鶴田委員：今のことに基本的には賛成するが、調査は1年ぐらいかけてじっくりやったほうがいいと思う。それと併せて、木道や道を作るなどの予算措置も必要だと思うので、当然1年ぐらいは楽にかかるのではないかな。

任海委員長：予算との関連で、来年度では難しいのではないかという意見だと思う。

事務局（鶴沢）：それについても含めて、今回こちらから、今の段階で何を検討してこういう案で考えているというものを出せば一番いいと思っっていたが、そこまで一気にいかなかったのが、次回からは、一部になるか全体的な計画ができるかどうかかわからないが、日程的な計画を提示しようと思っっている。予算化についても、それにつれて必要なものがおのずから出てくると思うので、財政当局と話していく。当然予算は必要なもので、それについてのルールに従って進展しなくてはいけないとは思っますが、できるだけお金はかけたくないというのもある。だが、必要最小限は、要求しなくてはいけないと思っ。

任海委員長：来年度はいくらか予算がつくのか。

事務局（飯田）：今はまだ案の段階だが、千葉県が毎年、地元の隣接地の部分の竹や草を刈っている。その部分と同じ程度の予算は来年度からつくようにと考えている。

高木委員：基本計画というのは、この中で作るのか、業者に委託して作るのか。

事務局（鶴沢）：基本的には、この中で、この事業についてのオーソリティーの方々が揃っっているのだから、基本的にはお願いしたいというスタンス、それが協働ということ。

高井委員：まず、動植物の自然環境調査をある程度時間をかけてやるという話が出ているが、その前に、自然環境調査を阻害している相当の竹や笹が生えている。それがあると、本来のその環境を見定められないのではないかと思っるので、できれば邪魔な竹や

笹の整理、整備だけは早めに進めたほうがいいのではないかと思います。

任海委員長：今傍聴希望者が1人来たので、傍聴を許可したいと思うがよろしいか。

富所委員：フォレストでその竹や笹をどのくらい刈ることができるかということは、もう一度現場をよく見ないと答えられない。そのときになればいつでも参画する。

小沢委員：本当に自然を愛して大切にすることは、ちゃんと調査をして大事にするものがあるのか自分たちもわからないうちにオープンにされると、苦情が出ると思う。ムクロジの里での調査は、6つのチームで4～50人いないとできない。この代表者だけで集まっても全然話が進まない。3月にこの結果がいい方向にいったとしたら、少しでも早く4月にでも自然に関わるグループの中の主だった人たちも集めて、説明会をして、アイデアをそちらからも出してもらってやってほしい。竹の伐採等いろいろと手入れをしないと調査どころではないので、そうすると生物の調査は10月ぐらいからしかできない。例えば25年10月10日にオープンするというのをあらかじめ公開すれば、待っている人もきちんと待っているし、調査をして大事にする方もそういう配慮をしているのかということがわかる。

事務局（鶴沢）：段階的に提示して、協働についてはそのような意見やノウハウを知りたいというところがあったので、その状況において、たたき台や、こういうものについて知りたいというようなものを提示して、話し合っ、一緒に考えさせてもらって、いい方向にもっていきたい。それが協働ということと思っている。

任海委員長：4月1日から設けられるみどりの推進室が中心になって進めることになると思う。調査を担当するいろんな団体が集まって、どういう調査をしないでいいのかということを進める。ここで了承していただければ、そこで集まり、それに先立って、まずはある程度竹等を切らないと、調査にも入れないという状態なので、いつごろからどのようにやるかという体制作りをしながら進めるということによろしいか。

事務局（鶴沢）：ここでそんなに進むとは想定もしていなかったが、すごくいいと思う。

協力、協働ということで、このような感じで進めていただければ非常にいいと思う。

任海委員長：刈るための予算はある程度確保するということがあったが、例えばフォレストが予算の一部を使いながら進めるというようなことも考えているか。業者に頼んである程度のところを刈るという考えか。

事務局（飯田）：今のところは、県が今まで刈っていたエリアの分のみを引き続き、最低でもやらなくてはならないので、その分を業者委託ということで予算計上してあるが、それについては今後の検討になろうかと思う。

事務局（櫻井）：市としてはある個人に市の予算が使えるかということは今心配している。

フォレストに委託できるかどうかということも検討していきたいと思う。

小沢委員：総合公園体育館裏の小川の向こうの斜面、知らない方がやると必要なものまで全部刈り取ってしまっ、大変なことになる。フォレストも知識があるだろうが、もっと知識のある方も一緒に作業して、せつかくお金を出したのに、貴重な植物が全滅し

てしまうということにならないようお願いしたい。

高井委員：ススキの生えているところを定期的に刈っているようだが、それを市民団体に依頼すれば、金は全然かからないで済むだろうから考えてはどうか。刈ったものをどこに処分するのかわからないが、4～5人で1日できれいに刈れる。そういうこともさっきの協働のお願いの中に入れていけば予算的にもそんなにかからない。お金は無償でやってもある程度はかまわないが、無償にするかしないかは別にしてでも、専門の業者よりは予算はかからない。機械を持っている人たちがいっぱいいるので、そういう市民の協力の下にやっていくというようにしたらどうかと提案したい。

任海委員長：体育館の裏については竹がすごかったので、市民がやった。

高井委員：1年以上かかった。

任海委員長：竹を刈るなど、できるだけ早めに着手できればと思う。できた場所から調査に入れるようにと、別の体制を作りながら考えていく。

事務局（鶴沢）：市としてありがたいお話をいっぱいもらいうれしく思う。せっかくの言葉に沿えるように努力したい。

任海委員長：4月に入ってみどりの推進室ができて一段落したところで、まずは関係の市民団体に来てもらうということで始まることになるかと思うがよろしいか。

議題3

事務局（鶴沢）：前回の委員会及び現地見学会の際にいただいたいろいろな意見、要望に対して現在の段階でどのような対策が考えられるかを可能な範囲で担当課に聞いている。都市計画課の範囲を先にやらせてもらう。まず、推進委員会のメンバーを増やさないかということについては、市のホームページ上に随時募集しているが、応募がないので、市政だよりも載せることを検討する。次に、総合公園体育館側の排水管から汚い水がたまに出ているという話があり、調べてたところ、体育館の下に雨水利用のための雨水貯留槽が設置されていて、雨水が溢れると、ポンプアップで木道側に吐くようになっているので、その水については決して汚染水というわけではない。次に、51号側からの排水対策として、過去に集水桝の中に炭を入れていたようだという話があった。現場確認したところ、炭が入っていたが、排水管の位置より低いので、おそらく年数が経過したために減ったような感じだった。今後どうするか検討する。次に、総合公園体育館裏の木道周辺にニホンカワトンボが発生していて、草刈りの時期を工夫してほしいという話については、現場で総合公園の管理する側と立ち会い、支障のない範囲で協力、保護することに同意し、最大限協力するとの回答をもらっている。当該もそれに異議があるものではない。次に、総合公園の一部に貴重な動植物の区域があり、そこを自然公園化してはどうかということで、これも現場確認し、公園側も当該としても異議はないので、最大限に協力するという立場である。次に、ホタルの減少に対する意見書を文書でもらっていることについては、いくつかの課で関係

していて、文書で回答すると検討しているので、それについては課題をもらっているという段階の認識まででとめさせてもらう。

鶴田委員：今の雨水が入っていることだが、泡立ったものがそこから流れてきたので問い合わせたら、それはこののではなく水源はここにはないと言われたが、今の話だと、雨水だけで、泡立ったというのは何か事故があったと捉えていいか。

事務局（鶴沢）：水が泡立って汚かったというのは確認してないので、答えられない。

任海委員長：今のところそれがそこから出ているということだけはわかったので、今後あった場合に連絡を取りながら、解決していくということによろしいか。

事務局（鶴沢）：今後、再度問い合わせ、それが確認できれば、原因を追及する。

任海委員長：あの浄化槽に炭を入れるのはフォレストでできるか。

富所委員：フォレストではできない。炭焼きはくぬぎの里である。

任海委員長：くぬぎの里もメンバーなので、炭をもらって入れれば浄化にはいいかと思う。

小沢委員：前回の会議のときに、自然をどう守るかということに対し、市長に質問書を出すということで進めた。この自然豊かな四街道を子供たちの未来のためにも保全していくのが、私たち市民の役割ではないか。子育て日本一、暮らしやすいまち四街道を標榜される四街道市長としてこの自然の大切さをいかにお考えになっているのか。さらに自然環境保護のバロメーターでもあり四街道市のすばらしさをアピールできるヘイケボタルの生息を今後どのように保護保全していくのかお考えをお聞かせください。以上お尋ねし、24年3月末までに回答くださるようお願いいたします。というのを市長に出した。私たちは3月を待とうということだったが、私の予感で、3月になっても市長は忙しいので、回答はないか、回答があっても私たちが満足する回答にはならないだろう、市長は忙しいから、私たちが考えている具体策を少し添えて再度お願いしたほうがいいのではないかという提案を役員会でした。そしたらそれは親切すぎる、出方を待てばいいと役員に言われたが、もう一回やってくるということで1月17日に再度質問書を出した。そのときにも私たちにとって回答書もらうことのみが目的ではない。行政による具体的な改善策の立案とその確実な実行によるヘイケボタルの再生を実現できることが最終の目標で、具体策を立案いただく際に、私たちが考えた保護保全の具体策案を届けることで、行政と私たち市民の協力による活動がスムーズに展開されることを切望する。3地区からヘイケボタルがなぜ絶滅したのかの資料も添える。参考にしていただければ幸いです。というので8つの具体策を書いて出した。ところが、都市計画課に行ってこれを持ってきた、市長にこの前のものが届いてるかと言ったら、渡していないという答えだった。私たちの控えだと思って何もしていない、あれは環境政策課ではないかという答えだったので、再質問をしてよかった。それで、みどりの基本計画を推進する一番の機関はどこかということを確認したい。

事務局（鶴沢）：この推進委員会を推進する元ということか。事務局は都市計画課である。

小沢委員：私はどこでもいい。質問したことが市長に届いて回答をもらえればいい。今後もあると思うので、どこに出せばきちんとやってくれるのか聞きたい。

任海委員長：みどりの基本計画というのは都市計画の中に位置づけられている計画なので、都市計画課であるがその進め方については、四街道の状況からすると、ただ一般的な都市のみどりをどうするというだけではなく、自然関係も含めていくということで進んでいると思う。そういう面からすると、事務局は都市計画課だが環境政策課や農政課の方にも。

小沢委員：どこでもいいが、連携をとりながらきちんとやっていただきたいという要望として、質問書を出していなかったら3月になっても何の返事もなかったということ強調したい。

任海委員長：委員長としてそれを聞いているので、私にも責任がある。この前その質問書とは別にどうなっているか事務局とも打ち合わせしたがすぐには回答が出なかった。ヘイケボタルを保護するためにどうするかということをお互いで考えていければいい。次に、下水道課の関係でめいわの第一調整池の件。

牛玖委員：前回の会議のときにめいわ調整池の水質汚濁について、上流部の千葉市のほうからではないかと推定される。その対応は、一概にすべて千葉市というわけにはいかないが、確かに千葉市の公共下水道の未整備区域からの雑排水の流入が原因の1つとは思われるので、今後千葉市に対しても、できる限り下水道の整備を推進されるようお願いしていきたいということで考えている。

任海委員長：事実として千葉市から入ったということが確認されたということか。

牛玖委員：千葉市だけで、特定はできないということで前回も答えたが、確かに上流部は千葉市のほうからの流入はある。市内でもめいわ地区は下水道の整備済区域だが、例えば庭で洗車をして、その水が道路のU字溝のほうに流れていったというようなものも入ってはくるので、すべてが千葉市ということではないが、千葉市の未整備地区等があるので、その整備の推進を千葉市にもお願いするというで考えている。

百瀬委員：めいわ調整池は、小名木川の前になるのか。最上流は。

牛玖委員：めいわ地区に調整池が2つある。両方とも小名木の雨水幹線の上流部にあたる。

百瀬委員：第一調整池は四街道のメダカの大宝庫で、毎年小学校に教材用に提供している。きちんと囲ってあり、一般の人が入れないのはとてもいいが、池の泡などの状態から見ると、だいぶ水質が悪くなっている。メダカの会で夏に、池と小名木川の部分と時期をずらして鹿島川の3か所で水質と生物調査をやっている。メダカの会は趣味みたいなものでやっているのだから、大して影響力もないだろうと思っているが、子供たちが遊んだりしている中で水質汚濁というのはとても怖いものがある。市としてもきちんと今後も調査をして、それに対する対応策というのを練ってもらいたい。

任海委員長：CODが非常に高い。四街道の道路で洗車したものが入ったというようなレベルではない部分がある。千葉市に対策を申し入れてほしい。

仲田委員：今の関連で、千葉市からの汚れたものの流入は何年間ぐらい経つのか。

牛玖委員：たぶん団地が造成されて調整池ができた時点。上流部が千葉市側から元々ある。

任海委員長：元々小川があったところに、それぞれ調整池を作ったから、来るなどということにはいかない部分がある。ただ、水質が年々悪化してきていることは確か。

鶴田委員：私たちは中州の外来植物の除草をやっている。汚水のところからカボチャやトマトが生えたりする。だから相当汚れている。千葉市にただお願いするだけではなく、調査しないとだめなのでは。

牛玖委員：市でも清掃等はしているが、不法投棄的なものもかなりある。調整池に直接というのではなく、調整池の上流の開渠になっている脇などにフェンスはあるが、その上から投げられてしまったりしている。

任海委員長：市だけではなく、市民団体からも市を後押しする意味で、千葉市に直接要望や要求をするという手もあるかと思う。次に、街路樹の問題について、道路管理課にお願いする。

高木委員：街路樹で袋を配ってもらえないかという要望があったが、特定の団体は事案を検討して出している。あとは街路樹の中でも花壇のような場所、それを自治会、丁目、町内会等に委託して管理をしてもらい、市がゴミ袋の配布や収集も含めてやっている。これに関しては個別の事案となるので、どこかの団体が、街路樹や花壇の管理をやってもらえるということであれば、道路管理課で直接協議をしてもらいたい。

小沢委員：街路樹がいくつあるか、何本植わっているか知っているか。

高木委員：わからない。

小沢委員：両側にあり、低木を除くと28箇所ある。18街路樹、3,034本、15種類の木が植わっている。そういう状況を見ないのはまずいと思う。一番葉っぱが落ちるのはどこの街で何の木から落ちるかわかるか。

高木委員：一番落ちるとは旭ヶ丘か。

小沢委員：旭ヶ丘には241本のイチョウがある。毎日のように拾っている。全然堆肥にならないのですごく困っている。みそらの街路樹も抜かれている。

高木委員：街路樹は家の前にあって邪魔なので切ってほしいという要望も非常にある。

小沢委員：違う木が植わっているところもあり、美観を損ねる。そういう現状をもっと調査して、そういう市民には同じ木をあげたり、植えてもらわないと違う街路樹になってしまっているので、そういうこともしてほしい。

任海委員長：阪神淡路大震災のときは、街路樹によって延焼を食い止めたという例がある。今はそういう位置づけがなく、ただ邪魔なものみたいになっているが、何らかのかたちで道路管理課を支援していければと思う。次に、東部排水路でザリガニが大量に死んだという話があった。環境政策課はいないが、聞いているか。

事務局（鶴沢）：環境政策課から聞いた範囲で答える。現場確認し、その対策は、試薬で測るとするのはどうしても今の状況ではできなかった。印旛沼に対する河川の汚染水

域のネットワークというのがあり、当時の印旛地域整備センターの担当に連絡したところ、周辺で魚類が浮いているか、監視してはというようなアドバイスを受けたとのことだが、その後周辺でわからなかったのも、それ以上のことはしなかった。今後についてもやはり、市の中で即調べるといえるのはできないので、保健所や今の印旛土木事務所という上水域のネットワークに相談をして対処したいというようなことだった。

任海委員長：ザリガニが浮いて死ぬということは、魚も死に、浮く状況だったと思う。そういうとき、対応は農園などをやっている方が見て対応して、市と連絡を取った。そのままどうなっているかもわからない状況というのはよくないし、それを教訓として、これからは市に連絡すると市から印旛土木と相談しながら対処、分析することでもよろしいか。次に、保存樹で2つ意見があったので、産業振興課にお願いする。

村田委員：まず、保存樹の事故の損害賠償を市で保険をかけてもらいたいという要望ももらったが、現在の保存樹木は、四街道市樹木、樹林保存要綱という要綱に基づいて運営している。この要綱というのは、四街道市の緑化保全の趣旨を理解していただいた所有者の方々に申請をしていただき、それを管理していただき、その所有者の方若しくは管理者の方が管理していただいている分に対して、市が補助金を出す、それを告示するにいたっての看板等を作るという要綱になっているので、現行の要綱の段階では保険料を市が払うということができない。また、共有するはずの保存樹を見られないこと、看板が汚れていたり、誤字があるとの指摘をいただいている。これに関しても先ほども話したように、保存樹の認定というのは、緑化保全の趣旨を理解していただいた管理者の方々を援助するというのがまず1つの目標になっている。なおかつ、認定によって広く知らしめることで、見学や研究の意欲を煽って市民に緑化保全に関心を持ってもらうということは、市としても望ましいことではあるが、保存樹木は個人の敷地内にあるものもあり、個人の方がこういうようなものがあると、それを認定して皆さんに教えてくださいというようなかたちの個人の申請が主だったものなので、防犯等の意味から、開放してほしいということ市からは言えないところがあり、見学が困難なところがあるということは了承してもらわなければならない。看板等の誤字、腐食に対しては、早速調査を始めて、予算措置等を検討したいと思う。

小沢委員：看板に推定樹齢というのが昭和56年とか57年ばかり。もう30年も何もしていないのか。

村田委員：私も今年からこの担当になり、それで一度全部見ておかないといけない思い、いろいろ見たが、確かにかなり古くなっており、その幹周も本当にこれでいいのだろうかというところも確かにあり、それは検討というよりも、もう直さなければいけないものだと思うが、一気にということはすぐにはできない。結局30年間ほうっておいたということなので、すべていきなり予算化するのとは不可能だと思うが、徐々に区間や枚数を決めるなりして直していきたいと思う。

小沢委員：毎年巨木調査や観察会をやっている。何十人もの人が行くのに市は30年以上何もしない。幹の回りももっと太くなっているという話であり、どこかが少し改善されていればいいのだが。

村田委員：そのへんは即座にやらせていただきたいと思う。

鶴田委員：個別になるが、そはらのそばのケヤキがあるが、そのいきさつというのはどうなのか。もう枝をだいぶ切られて根元しかない状態で、皮が剥けて枯れそうな状態でまだ保存樹という看板が立っているのは変だし、痛々しい。指定がどうなるのか。

村田委員：管理者と所有者の管理ということになっているのでいきさつ的にどうなっているのかはわからない。要綱では細かいところまであまり決まっていない。申請があったものに対して、委員会が調査したものを認定する。その解除についてはその管理者が解除してほしいという申請がないとできないというわけではないが、罰則規定のように、もうれ管理できないのなら解除するというような規則がない。

鶴田委員：保存樹であるからにはある程度の管理をしてほしい。制限とまでは言わないが。

村田委員：本来はそういうものも必要なのかもしれない。他にも四街道十字路のケヤキなどがある。NPO法人木の命を守る会に無料診断をしてもらった。他にも何か所かあるので、何か市としてできることがないだろうかということで、いろいろと制約があって難しいが要綱改正を検討している。寿命な木については、別な方向で何とか保存できないかなということも検討している。

鶴田委員：それより現状を維持したほうがいいと思う。成熟した自然観で残してほしい。

任海委員長：四街道の自然遺産的な位置づけができれば、みんなでそれを保全していくというような体制ができるといい。今はそうではなく、個人の所有で個人が責任を持つ状況である。本来そうではない。もう少し文化が成熟すればそうではなくなると思う。そのへんを要綱に組み込むことは非常に苦勞するかと思がお願いしたい。

高井委員：他市における保存樹の維持管理はだいたい同じか。四街道が突出することではできないか。

村田委員：ほとんど同じ。難しいと思われる。

任海委員長：突出しているような市町村はないのか。

村田委員：一部、観光目的で市が個人から樹木を借り上げているところがあるが、なかなかうまくいかないようである。

任海委員長：松並木についても、今は松くい虫に強いものがあるから、今から苗を植えて大きくして移植するようなことも長期的に考えるものなのではないかという意見が出されたことがある。今後検討願えればと思う。他に出了された問題でイヌショウマの問題があった。

事務局（鶴沢）：担当課は特にないという判断で答えるが、路傍の希少価値の高い草花ということで、今のやり方で、地権者と草刈り等の話をしていただければいいと思う。

鶴田委員：実はあとで小川さんと話し、現地も案内して、状態を改めて説明した。小川さんの土地についてはある程度考えてくれることになったが、その農道のほとんどが、山側のほうに細長い土地をそれぞれが持っていて、地主が違うので、一概に草を刈るというのは難しいのかもしれないから、行政で調べてできないのか。そういう下地を作ってもらえないかということ。小川さんの土地は、小川さんが自分でやると言ってくれた。

任海委員長：土地の所有などを調べてほしいということか。個人情報の問題があるので、調べるわけにはいかないと思うが、それなりに交渉もするというので、それは個別に相談をしていただければと思う。

事務局（鶴沢）：話の趣旨はだいたいわかったので、検討させてもらう。それから、この組織ができて何年も経つが、なかなかその事業をやるような段階にならないという話があったが、やっと今回それに近いかたちに行くのかなというところになったので、その段階にいったら協働を改めてお願いします。それから、自主的に活動している団体への環境政策課の補助金制度が今年度で終了するという情報をもらったので、ここでお伝えする。

任海委員長：私も今日環境政策課へ行って、その話を聞いた。今年度の分はまだどこも申請してないということで、例えばフォレストがこの前の見学会のときに、機材などを買うお金が必要だという意見が出たかと思うので、必要な団体は遠慮せずに出していただければと思う。基準としては、環境保全にかかわる機材で、草刈り機やチェーンソーのようなもの。

富所委員：今後必要になると思うので、それぞれではなく、みどりの基本計画推進委員会として買うというのも考えたらどうか。機械があれば少し空いた時間にやるとかいう気持ちにもなってくると思う。機械がないからできなというのはだいたい断りの理由になると思う。

任海委員長：あまり遠慮しないで環境政策課の注文を出していただければと思う。次に、メダカの会からあそこを将来的に自然観察地にできるように、市も金を出すというようなこともできないか検討してほしい旨の話があった。

高井委員：農道の関係のことで、教えてもらいたい。農業者が、田が日陰になってしまうので、その縁の木を切ることに問題はないのか。どこかというと、郷土の森のから小名木川沿いに行ったところの林縁が毎日切られている。それは規制がないのか。

村田委員：勝手に林地の木を切るのはまずいと思う。

高井委員：田の地権者とその地権者が同一であれば自由にできるのか。

村田委員：話がちゃんと通っていれば切ることは可能。田の人が木を切っているという法律はないと思う。事例的なものは知らないが、そういう話は聞いたことがない。

任海委員長：よくあるのは、田にかかってくる木があると、その地主に話して切らせてもらう。そういうのは普通にある原理。

高井委員：他に気になるのは山梨小の下の林地だが、市では知っているか。

任海委員長：そこは市の管理、道路管理課だと思う。自治会等に切っしてほしいと言われて切っている可能性は高いと思う。

高井委員：きれいに枝が払われて無残な姿になってきた。さっき言ったところはクサナギオゴケが咲いているところ。

鶴田委員：クサナギオゴケとキンランが出ている。

任海委員長：クサナギオゴケは貴重種で四街道にしかないわけではないが、全国的に一番注目されてる場所で、図鑑等の写真に四街道で撮影したと載っている草で、絶滅危惧種。事務局から何かあるか。

事務局（鶴沢）：次回のみどりの基本計画推進委員会は、具体的に入る段階にいたったら、その段階で随時連絡するので、頻繁になるかもしれない。

鶴田委員：みどりの推進室は具体的にはどうなるのか。担当は。みどりの基本計画の推進委員会との関係は。

事務局（飯田）：今のところ、4月1日から都市計画課の中にみどりの推進室という室ができて、2名体制で職員を置き、緑化の推進等の担当と考えている。みどりの基本計画の推進委員会もこの推進室が事務局となる。職員が誰になるかは人事の話なのでわからない。

鶴田委員：栗山を進めるための推進室か。

事務局（櫻井）：栗山を進めるだけではなく、まずこれを進めて、この方向性が出れば次にと考えている。

任海委員長：まず4月に入ったら栗山保全地区の調査についてどうするかを市民団体に相談をすることになるかと思う。これにて平成23年度第2回四街道市みどりの基本計画推進委員会を閉会する。

以 上

会議録署名人

小 沢 武

杉 山 正 夫
